

○厚生労働省告示第五十四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第二十四条の二の規定に基づき、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成十一年労働省告示第五十三号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。

令和元年七月一日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>第四條 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場又は法人が同一である二以上の事業場を一の単位として実施することを基本とする。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場を併せて一の単位として実施することを基本とする。</p> <p>(適用)</p> <p>第七條 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。</p> <p>一 システム各級管理者(事業場においてその事業の実施を統括管理する者(法人が同一である二以上の事業場を一の単位として労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を実施する場合)には、当該単位においてその事業の実施を統括管理する者を含む。)及び製造、建設、運送、サービス等の事業実施部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であつて、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。)の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させること。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(明文化)</p> <p>第八條 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第四條 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場を一の単位として実施することを基本とする。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場を併せて一の単位として実施することを基本とする。</p> <p>(適用)</p> <p>第七條 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。</p> <p>一 システム各級管理者(事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であつて、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。)の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させること。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(明文化)</p> <p>第八條 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p>

<p>二 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施の単位</p> <p>三〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)</p> <p>第十条 事業者は、法第二十八条の二第二項に基づく指針及び法第五十七条の三第三項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定)</p> <p>第十条 事業者は、法第二十八条の二第二項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(安全衛生計画の作成)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 健康の保持増進のための活動の実施に関する事項</p> <p>四 安全衛生教育及び健康教育の内容及び実施時期に関する事項</p> <p>五〇七 (略)</p>	<p>(安全衛生計画の作成)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (新設)</p> <p>四 安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項</p> <p>四〇六 (略)</p>		